

令和8年度

栃木南部農業水利事業

西部幹線排水路横断工等実施設計業務

特 別 仕 様 書

関東農政局栃木南部農業水利事業所

項 目	内 容
第 1 章 総則 (適用範囲) 第 1-1 条	<p>栃木南部農業水利事業西部幹線排水路横断工等実施設計業務の施行にあたっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。</p>
(目的) 第 1-2 条	<p>本業務は、栃木南部農業水利事業の工事実施に利用するため、西部幹線排水路横断工及びその上下流の排水路(開水路)、西清水川排水路合流工の実実施設計を行うものである。</p>
(場所) 第 1-3 条	<p>この業務において対象とする、西部幹線排水路の建設予定地は、栃木県小山市白鳥地先で別添位置図に示すとおりである。</p>
(土地の立入り等) 第 1-4 条	<p>作業実施のための土地の立入り等は、共通仕様書第 1-16 条によるが、発注者の許可無く土地の踏み荒らし、立木伐採等行った場合に対する補償は、受注者の責任において処理するものとする。</p>
(低入札価格契約における第三者照査) 第 1-5 条	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 予算決算及び会計令(以下、「予決令」という。)第 85 条の基準に基づく価格(以下、「調査基準価格」という。)を下回る価格で契約した場合においては、受注者は「業務請負契約書第 11 条照査技術者」及び「共通仕様書第 1-7 条照査技術者及び照査の実施」については、受注者が自ら行う照査とは別に、受注者の責任において共通仕様書等を基本とする第三者の照査(以下、「第三者照査」という。)を実施しなければならない。</li> <li>2 第三者照査の企業に要求される資格             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 予決令第 98 条において準用する予決令第 70 条及び第 71 条の規定に該当していないこと。</li> <li>(2) 関東農政局において、令和 7・8 年度(当該業種区分)の一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていること。</li> <li>(3) 関東農政局長から、建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。</li> <li>(4) 共通仕様書第 1-30 条守秘義務を遵守できるものであること。</li> <li>(5) 中立的、公平な立場で照査が可能な者であること。なお、第三者照査を実施するものは受注者との関係において、下記の基準のいずれかに該当する関係がないこと。                 <ol style="list-style-type: none"> <li>①資本関係                     <ol style="list-style-type: none"> <li>(ア)親会社と子会社の関係にある</li> </ol> </li> </ol> </li> </ol> </li> </ol>

項 目	内 容
<p>(履行確実性評価の達成状況の確認) 第 1-6 条</p>	<p>(イ)親会社を同じくする子会社同士の関係にある</p> <p>②人的関係</p> <p>(ア)一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている</p> <p>3 第三者照査を行う照査技術者に要求される資格 第三者照査を行う照査技術者は、受注者が配置する照査技術者と同等の能力と経験を有する以下の者であること。</p> <p>○照査技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者 ○照査技術者と同等の技術者資格を有する者</p> <p>4 照査技術者の通知 受注者は、自ら行う照査の他に、第三者照査を行う照査技術者を定め発注者に通知するものとする。</p> <p>5 照査計画 受注者は、第三者の照査方法については、自ら行う照査とあわせて業務計画書に照査計画として、具体的な照査時期、照査事項等を定めなければならない。 また、照査結果及び照査状況については、その都度監督職員に報告しなければならない。</p> <p>6 報告書原稿作成段階時打合せへの立会い 特別仕様書第 4-1 条業務打合せに示す打合せのうち、報告書原稿作成段階での打合せ時には、第三者照査を行う照査技術者も立ち会うものとする。</p> <p>7 第三者照査の照査技術者の A G R I S 登録 共通仕様書第 1-12 条の農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス (A G R I S) の登録に当たっては、第三者照査を行った照査技術者の実績登録は認めない。</p> <p>8 契約不適合責任 引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものであるときは、業務請負契約書第 41 条のとおり、受注者に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができるものであり、第三者照査を実施したものが責任を負うものではない。</p> <p>本業務の受注にあたり、調査基準価格を下回る金額で受注した場合には、履行確実性評価の審査で提出した追加資料について、業務実施状況を踏まえた実施額に修正し、これを裏付ける資料とともに、業務完了検査時に提出するものとする。その上で、提出された資料をもとに以下の内容について履行確実性評価の達成状況を確認し、その結果を業務成績に反映させるものとする。なお、業務完了検査時まで提出されない場合には以降の提出を受け付けず、業務成績評定に厳格に反映させるものとする。</p> <p>1 審査項目 a) ～c) において、審査時に比較して正当な理由なく必</p>

項 目	内 容														
<p>(一般事項) 第 1-7 条</p>	<p>要額を下回った場合</p> <p>2 審査項目 d) において、審査時に比較して正当な理由なく再委託額が下回った場合</p> <p>3 その他、業務計画書等に示された、実施体制、実施手順、工程計画が正当な理由なく異なる等、業務実施体制に関する問題が生じた場合</p> <p>4 業務成果品のミス、不備 等</p> <p>業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は次のとおりとする。</p> <p>1 受注者は常に業務の履行状況を把握し、業務期間中であっても監督職員が資料の提出を求めたときは、速やかにこれに応じるものとする。</p> <p>2 作業に伴う立木伐採等については、事前に監督職員と打合せを行い、承諾を得るとともに、所有者の承諾を得た後行うものとする。また、伐採は必要最小限にとどめるとともに、伐採した有価木は付近に整理し、みだりに第三者に被害を与え、トラブルの生じることのないよう留意するものとする。</p> <p>3 作業実施の順序、方法等は監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗をはかるものとする。</p>														
<p>(管理技術者) 第1-8 条</p>	<p>管理技術者は、共通仕様書第 1-6 条第 3 項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="507 1272 1348 1659"> <thead> <tr> <th>資 格</th> <th>技 術 部 門</th> <th>選 択 科 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">技術士</td> <td>総合技術監理</td> <td>農業－農業土木 農業－農業農村工学</td> </tr> <tr> <td>農業</td> <td>農業土木、農業農村工学</td> </tr> <tr> <td>博士</td> <td>当該業務に関連する学術部門</td> <td></td> </tr> <tr> <td>シビルコンサルティン グマネジャー</td> <td>農業土木</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	資 格	技 術 部 門	選 択 科 目	技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学	農業	農業土木、農業農村工学	博士	当該業務に関連する学術部門		シビルコンサルティン グマネジャー	農業土木	
資 格	技 術 部 門	選 択 科 目													
技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学													
	農業	農業土木、農業農村工学													
博士	当該業務に関連する学術部門														
シビルコンサルティン グマネジャー	農業土木														
<p>(照査技術者) 第1-9 条</p>	<p>(1) 照査技術者は、共通仕様書第1-7 条第2 項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="507 1883 1348 2069"> <thead> <tr> <th>資 格</th> <th>技 術 部 門</th> <th>選 択 科 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">技術士</td> <td>総合技術監理</td> <td>農業－農業土木 農業－農業農村工学</td> </tr> <tr> <td>農業</td> <td>農業土木、農業農村工学</td> </tr> </tbody> </table>	資 格	技 術 部 門	選 択 科 目	技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学	農業	農業土木、農業農村工学						
資 格	技 術 部 門	選 択 科 目													
技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学													
	農業	農業土木、農業農村工学													

項 目	内 容		
	博士	当該業務に関連する学術部門	
	シビルコンサルティン グマネジャー	農業土木	
<p>(担当技術者) 第1-10 条</p>	<p>(2) 本業務における照査は、「設計業務照査の手引書(案)」(以下「照査手引書」という。)に基づき実施する。 また、「照査手引書」に基づく照査により作成した資料は、共通仕様書第1-7 条第 5 項に規定する報告書に含めて提出するものとする。 (3) 当該業務の中で照査技術者は、管理技術者を兼務することはできない。</p> <p>(1) 担当技術者は、共通仕様書第1-8 条によるものとする。</p>		
<p>(配置技術者の確認) 第1-11 条</p>	<p>共通仕様書第1-11条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第1-12条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。</p> <p>(1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。</p> <p>(2) 農業農村整備事業測量調査設計業務情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とする。</p>		
<p>(保険加入) 第 1-12 条</p>	<p>受注者は、共通仕様書第 1-37 条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。</p>		
<p>第2章 作業条件 (適用する図書) 第2-1 条</p>	<p>設計の基本的事項に関しては、「土地改良事業計画設計基準・設計 水路工(平成26 年3 月)」を優先して適用する。他の図書を適用する場合は、監督職員の承諾を受けるものとする。</p>		
<p>(設計条件) 第2-2 条</p>	<p>設計作業における設計条件は、次のとおりである。</p> <p>1. 西部幹線排水路(開水路)</p> <p>(1) 設計基本条件 設計流量 <math>Q_{max}=7.649\text{m}^3/\text{s}</math></p> <p>(2) 実施設計区間 区間延長 <math>L=665.309\text{m}</math> (ANo.24+16.839~ANo.37+32.148) うち暗渠工 <math>L=49.480\text{m}</math></p>		

項 目	内 容																																																								
(参考図書) 第2-3 条	(3) 設計水位引継ぎ点 ANo.24+16.839 及び ANo.37+32.148  2. 西清水川排水路 (開水路) (1) 設計基本条件 設計流量 1.320m <sup>3</sup> /s (2) 魚道形式 片斜面粗石付型 水路幅 3.6m																																																								
	設計作業の参考にする図書は、共通仕様書第2-1 条によるほか次表によるものとする。																																																								
	1. 西部幹線排水路 (開水路)																																																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>名称</th> <th>発行所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>設計基準「水路工」</td><td>(社)農業農村工学会</td></tr> <tr><td>2</td><td>土木関係 J I S 要覧</td><td>新日本法規</td></tr> <tr><td>3</td><td>管工事関係 J I S 要覧</td><td>〃</td></tr> <tr><td>4</td><td>土木構造物標準設計</td><td>国土交通省</td></tr> <tr><td>5</td><td>鉄筋コンクリート構造基準・同解説</td><td>日本建築学会</td></tr> <tr><td>6</td><td>土木製図基準</td><td>土木学会</td></tr> <tr><td>7</td><td>日本水道協会規格</td><td>(社)日本水道学会</td></tr> <tr><td>8</td><td>日本水道鋼管協会規格</td><td>日本水道鋼管協会</td></tr> <tr><td>9</td><td>水門鉄管技術基準</td><td>(社)水門鉄管協会</td></tr> <tr><td>10</td><td>管施工ハンドブック</td><td>メーカー各社</td></tr> <tr><td>11</td><td>道路占用指示書&amp;仕様書</td><td>栃木県</td></tr> <tr><td>12</td><td>農林水産省土地改良工事積算基準 (土木工事)</td><td>(社)農業農村整備情報総合センター</td></tr> <tr><td>13</td><td>建築基準法及び同施行令</td><td>(社)日本建築学会</td></tr> <tr><td>14</td><td>鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説</td><td>〃</td></tr> <tr><td>15</td><td>建築基礎構造設計指針</td><td>〃</td></tr> <tr><td>16</td><td>改定 解説・河川管理施設等構造令</td><td>(財)国土技術研究センター</td></tr> <tr><td>17</td><td>解説・工作物設置許可基準</td><td>〃</td></tr> <tr><td>18</td><td>改定新版 建設省河川砂防技術基準 (案) 同解説</td><td>(社)日本河川協会</td></tr> </tbody> </table>	番号	名称	発行所	1	設計基準「水路工」	(社)農業農村工学会	2	土木関係 J I S 要覧	新日本法規	3	管工事関係 J I S 要覧	〃	4	土木構造物標準設計	国土交通省	5	鉄筋コンクリート構造基準・同解説	日本建築学会	6	土木製図基準	土木学会	7	日本水道協会規格	(社)日本水道学会	8	日本水道鋼管協会規格	日本水道鋼管協会	9	水門鉄管技術基準	(社)水門鉄管協会	10	管施工ハンドブック	メーカー各社	11	道路占用指示書&仕様書	栃木県	12	農林水産省土地改良工事積算基準 (土木工事)	(社)農業農村整備情報総合センター	13	建築基準法及び同施行令	(社)日本建築学会	14	鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説	〃	15	建築基礎構造設計指針	〃	16	改定 解説・河川管理施設等構造令	(財)国土技術研究センター	17	解説・工作物設置許可基準	〃	18	改定新版 建設省河川砂防技術基準 (案) 同解説
番号	名称	発行所																																																							
1	設計基準「水路工」	(社)農業農村工学会																																																							
2	土木関係 J I S 要覧	新日本法規																																																							
3	管工事関係 J I S 要覧	〃																																																							
4	土木構造物標準設計	国土交通省																																																							
5	鉄筋コンクリート構造基準・同解説	日本建築学会																																																							
6	土木製図基準	土木学会																																																							
7	日本水道協会規格	(社)日本水道学会																																																							
8	日本水道鋼管協会規格	日本水道鋼管協会																																																							
9	水門鉄管技術基準	(社)水門鉄管協会																																																							
10	管施工ハンドブック	メーカー各社																																																							
11	道路占用指示書&仕様書	栃木県																																																							
12	農林水産省土地改良工事積算基準 (土木工事)	(社)農業農村整備情報総合センター																																																							
13	建築基準法及び同施行令	(社)日本建築学会																																																							
14	鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説	〃																																																							
15	建築基礎構造設計指針	〃																																																							
16	改定 解説・河川管理施設等構造令	(財)国土技術研究センター																																																							
17	解説・工作物設置許可基準	〃																																																							
18	改定新版 建設省河川砂防技術基準 (案) 同解説	(社)日本河川協会																																																							
2. 西清水川排水路 (開水路)																																																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>名称</th> <th>発行所</th> <th>制定(改訂)年月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>設計基準「水路工」</td> <td>(社)農業農村工学会</td> <td>平成26年3月</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>魚がのぼりやすい川づくりの手引き</td> <td>国土交通省河川局</td> <td>平成17年3月</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>水田生態系の保全に視点を おいた整備技術の解説書</td> <td>農林水産省</td> <td>平成23年3月</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>水田生態系の保全のための 小規模水田魚道の開発</td> <td>農業農村工学会 68 巻12 号</td> <td>平成12年</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>水田魚道づくりのすすめ</td> <td>農林水産省</td> <td>平成26年8月</td> </tr> </tbody> </table>	番号	名称	発行所	制定(改訂)年月	1	設計基準「水路工」	(社)農業農村工学会	平成26年3月	2	魚がのぼりやすい川づくりの手引き	国土交通省河川局	平成17年3月	3	水田生態系の保全に視点を おいた整備技術の解説書	農林水産省	平成23年3月	4	水田生態系の保全のための 小規模水田魚道の開発	農業農村工学会 68 巻12 号	平成12年	5	水田魚道づくりのすすめ	農林水産省	平成26年8月																																	
番号	名称	発行所	制定(改訂)年月																																																						
1	設計基準「水路工」	(社)農業農村工学会	平成26年3月																																																						
2	魚がのぼりやすい川づくりの手引き	国土交通省河川局	平成17年3月																																																						
3	水田生態系の保全に視点を おいた整備技術の解説書	農林水産省	平成23年3月																																																						
4	水田生態系の保全のための 小規模水田魚道の開発	農業農村工学会 68 巻12 号	平成12年																																																						
5	水田魚道づくりのすすめ	農林水産省	平成26年8月																																																						

項 目	内 容																			
<p>(貸与資料等) 第2-4 条</p> <p>(参考図書及び貸与資料の取扱い) 第 2-5 条</p> <p>第 3 章 設計作業内容 (作業項目及び数量) 第 3-1 条</p>	6	よりよき設計のために「頭首工の魚道」設計指針	農業農村工学会	平成27年3月																
	7	農業農村整備事業における生態系配慮の技術指針	農業土木学会	平成19年3月																
	<p>なお、他の図書を適用する場合は、監督職員の承諾を受けるものとする。</p>																			
	<p>貸与資料は、次のとおりである。</p>																			
	<p>1. 西部幹線排水路（開水路）</p>																			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="496 602 667 636">分類</th> <th data-bbox="667 602 1275 636">貸与資料</th> <th data-bbox="1275 602 1393 636">数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="496 636 667 701">その他</td> <td data-bbox="667 636 1275 701">平成 27 年度 全体実施設計 栃木南部地区排水路路線測量業務</td> <td data-bbox="1275 636 1393 701">1 部</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="667 701 1275 766">平成 31 年度 栃木南部農業水利事業西部幹線排水路基本設計等業務</td> <td data-bbox="1275 701 1393 766">1 部</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="667 766 1275 831">令和 2 年度 栃木南部農業水利事業西部幹線排水路等実施設計業務</td> <td data-bbox="1275 766 1393 831">1 部</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="667 831 1275 902">令和 6 年度 栃木南部農業水利事業西部幹線排水路補足設計他業務</td> <td data-bbox="1275 831 1393 902">1 部</td> </tr> </tbody> </table>					分類	貸与資料	数量	その他	平成 27 年度 全体実施設計 栃木南部地区排水路路線測量業務	1 部		平成 31 年度 栃木南部農業水利事業西部幹線排水路基本設計等業務	1 部		令和 2 年度 栃木南部農業水利事業西部幹線排水路等実施設計業務	1 部		令和 6 年度 栃木南部農業水利事業西部幹線排水路補足設計他業務	1 部
	分類	貸与資料	数量																	
	その他	平成 27 年度 全体実施設計 栃木南部地区排水路路線測量業務	1 部																	
		平成 31 年度 栃木南部農業水利事業西部幹線排水路基本設計等業務	1 部																	
		令和 2 年度 栃木南部農業水利事業西部幹線排水路等実施設計業務	1 部																	
	令和 6 年度 栃木南部農業水利事業西部幹線排水路補足設計他業務	1 部																		
<p>2. 西清水川排水路（開水路）</p>																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="496 987 667 1021">分類</th> <th data-bbox="667 987 1254 1021">貸与資料</th> <th data-bbox="1254 987 1367 1021">数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="496 1021 667 1086">その他</td> <td data-bbox="667 1021 1254 1086">令和 3 年度 西清水川排水路横断工等実施設計業務</td> <td data-bbox="1254 1021 1367 1086">1 部</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="667 1086 1254 1151">令和 6 年度 栃木南部農業水利事業環境配慮調査・検討業務</td> <td data-bbox="1254 1086 1367 1151">1 部</td> </tr> </tbody> </table>					分類	貸与資料	数量	その他	令和 3 年度 西清水川排水路横断工等実施設計業務	1 部		令和 6 年度 栃木南部農業水利事業環境配慮調査・検討業務	1 部							
分類	貸与資料	数量																		
その他	令和 3 年度 西清水川排水路横断工等実施設計業務	1 部																		
	令和 6 年度 栃木南部農業水利事業環境配慮調査・検討業務	1 部																		
<p>第2-3 条、第2-4 条に示す参考図書及び貸与資料の取扱いは次のとおりとする。</p>																				
<p>(1) 参考図書及び貸与資料の記載事項に相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <p>(2) 参考図書は、設計作業時点の最新版を用い設計作業中に改訂された場合には、監督職員と協議するものとする。</p> <p>(3) 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。</p>																				
<p>本業務における作業項目及び数量は、次の作業項目表のとおりである。</p>																				
<p>なお、詳細は別紙作業項目内訳表（該当項目）に○印で示すものとする。</p>																				

項 目	内 容																
<p>(設計作業の留意点) 第3-2条</p>	作業項目表																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="496 259 906 306">作 業 項 目</th> <th data-bbox="906 259 1198 306">数 量</th> <th data-bbox="1198 259 1417 306">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="496 306 906 577">1. 西部幹線排水路（開水路） (1) 開水路路線計画</td> <td data-bbox="906 306 1198 577">L =665.309m</td> <td data-bbox="1198 306 1417 577">始点測点 ANo. 24+16.839 終点測点 ANo. 37+32.148</td> </tr> <tr> <td data-bbox="496 577 906 801">(2) 開水路実施設計</td> <td data-bbox="906 577 1198 801">L =615.829m</td> <td data-bbox="1198 577 1417 801">始点測点 ANo. 24+16.839 終点測点 ANo. 37+32.148</td> </tr> <tr> <td data-bbox="496 801 906 943">(3) 横断工実施設計(暗渠)</td> <td data-bbox="906 801 1198 943">3 箇所 L =49.480m</td> <td data-bbox="1198 801 1417 943">県道174号部ほか</td> </tr> <tr> <td data-bbox="496 943 906 1075">2. 西清水川排水路（開水路） 合流工 実施設計</td> <td data-bbox="906 943 1198 1075">1 箇所</td> <td data-bbox="1198 943 1417 1075"></td> </tr> </tbody> </table>	作 業 項 目	数 量	備 考	1. 西部幹線排水路（開水路） (1) 開水路路線計画	L =665.309m	始点測点 ANo. 24+16.839 終点測点 ANo. 37+32.148	(2) 開水路実施設計	L =615.829m	始点測点 ANo. 24+16.839 終点測点 ANo. 37+32.148	(3) 横断工実施設計(暗渠)	3 箇所 L =49.480m	県道174号部ほか	2. 西清水川排水路（開水路） 合流工 実施設計	1 箇所		
作 業 項 目	数 量	備 考															
1. 西部幹線排水路（開水路） (1) 開水路路線計画	L =665.309m	始点測点 ANo. 24+16.839 終点測点 ANo. 37+32.148															
(2) 開水路実施設計	L =615.829m	始点測点 ANo. 24+16.839 終点測点 ANo. 37+32.148															
(3) 横断工実施設計(暗渠)	3 箇所 L =49.480m	県道174号部ほか															
2. 西清水川排水路（開水路） 合流工 実施設計	1 箇所																
	<p>設計作業の実施に際し特に留意する点は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 設計に当たっては、造成される施設が必要な機能及び安全で所要の耐久性を有するとともに維持管理、施工性及び経済性について考慮しなければならない。</p> <p>(2) 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監督職員の承諾を得るものとする。</p> <p>(3) 第2-3条、第2-4条及び共通仕様書に示す参考図書、貸与資料や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。</p> <p>(4) 施工上特に注意する点を特記する必要がある場合には、設計図面に記入するものとする。</p> <p>(5) 当該業務で実施するコスト縮減対策の検討作業に関し、検討の視点、施策の提案内容及び比較検討の過程や結果等の成果については、報告書中に「コスト縮減対策」の章を別途設定し、取りまとめるものとする。なお、コスト縮減に関する新技術や新工法等の選定にあたっては、農業農村整備民間技術情報データベース（NNTD）、農業水利施設保全補修ガイドブック2024（（一社）農業土木事業協会発行）及び新技術情報システム（NETIS）等を積極的に活用しなければならない。</p> <p>・農業農村整備民間技術情報データベース（NNTD）については、</p>																

項 目	内 容
<p>(業務の成果品質確保対策)</p> <p>第 3-3 条</p>	<p><a href="https://www.nn-techinfo.jp">https://www.nn-techinfo.jp</a>を参照。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農業水利施設保全補修ガイドブック2024については、 <a href="https://www.jagree.or.jp/publication/books/no9/">https://www.jagree.or.jp/publication/books/no9/</a>を参照。</li> <li>・新技術情報システム（NETIS）は <a href="https://www.netis.mlit.go.jp/NETIS">https://www.netis.mlit.go.jp/NETIS</a>を参照。</li> </ul> <p>(6) 数量計算に当たっては、「工事工種の体系化」に基づき作成するものとする。</p> <p>なお、「工事工種の体系化」に該当しない工種や用語については、監督職員と協議するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「工事工種の体系化」は <a href="https://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/kouzi_kousyu/">https://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/kouzi_kousyu/</a>を参照。</li> </ul> <p>(7) 新農林水産省木材利用推進計画（平成22年12月）において、柵工、残存型柵、標識工、視線誘導標等は木製の割合100%を目標としており、柵工、残存型柵、標識工、視線誘導標等の設計においてはこれに留意するものとする。</p> <p>契約後業務着手時並びに最終打合せ時において、受発注者間の設計方針、条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、管理技術者等の受注者代表は、次の事項並びに「業務の成果品質確保対策」（農水省WEB サイト）を十分に理解のうえ、対応するものとする。</p> <p>(1) 業務確認会議</p> <p>業務着手時に、管理技術者・担当技術者並びに事業所長、次長、担当課長、主任監督員（主催）、監督員、工事担当者が、設計方針、条件等の確認を一堂に会して実施することにより、業務の円滑な推進と成果物の品質確保を図るものとする。</p> <p>1) 業務確認会議とは、発注者及び受注者が集まり、次の事項について確認を行う会議を開催するものである。なお、確認事項については変更する場合がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①設計条件・前提条件</li> <li>②業務計画の妥当性</li> <li>③スケジュール</li> <li>④設計変更内容</li> </ul> <p>2) 会議の開催については、監督員が指示するものとする。なお、開催時期の変更、開催回数追加が必要な場合は、監督員と協議するものとし、規定の打合せ時以外に開催する場合の費用については、必要に応じ設計変更で計上する。</p> <p>(2) 合同現地踏査</p> <p>管理技術者・担当技術者並びに事業所長、次長、担当課長、主任監督員（主催）、監督員、工事担当者が、必要に応じて合同で現地踏査を行うことにより、設計条件や施工の留意点、関連事業の情報、設計方針の明確化等、情報共有を図るものとする。</p>

項 目	内 容
<p>(業務写真における黒板情報の電子化) 第3-4 条</p>	<p>(3) 照査の確実な実施 業務の最終打合せ時において、成果物のうち照査報告書については、照査を実施した照査技術者自身による報告を原則とする。 また、最終打合せ時以外であっても、必要に応じて、照査技術者自身からの照査報告を実施できるものとする。</p> <p>(4) 当該業務成果による工事発注の際に、別途工事の受発注者が当該工事に対する「工事の施工効率向上対策」（農水省WEB サイト）による工事円滑化会議及び設計変更確認会議を開催することとしており、同会議に出席要請があった場合には応じるものとする。なお、出席に必要な経費については、別途契約により対応することとする。</p> <p>(5) 業務確認会議において確認した事項については、打合せ記録簿に記録し、相互に確認するものとする。</p> <p>黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に業務写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。 受注者は、業務契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。 黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の（１）から（４）によりこれを実施するものとする。</p> <p>(1) 使用する機器・ソフトウェア 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等（以下、「機器等」という。）は、電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC暗号リスト）」(URL「<a href="https://www.cryptrec.go.jp/list.html">https://www.cryptrec.go.jp/list.html</a>」)に記載する基準を用いた信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用するものとする。</p> <p>(2) 機器等の導入 ア 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。 イ 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p>(3) 黒板情報の電子的記入に関する取扱い ア 受注者は、（１）の機器等を用いて業務写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。 イ 本業務の業務写真の取扱いは、「電子化写真データの作成要領（案）」によるものとする。 なお、上記アに示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領（案）6 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。</p>



項 目	内 容
(成果物の提出先) 第5-2 条	<p>利益を害するおそれのある情報等を墨入れした情報開示用報告書 ：電子媒体 1部</p>
第6 章 契約変更 (契約変更)	<p>成果物の提出先は、次のとおりとする。 栃木県小山市中央町 3-7-1 ロブレビル 7 階 関東農政局栃木南部農業水利事業所</p>
第6-1 条	<p>業務請負契約書第17 条から第20 条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 第2-2条に示す「設計条件」に変更が生じた場合。</li> <li>(2) 第3-1条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合。</li> <li>(3) 新たに、路線測量や地質調査(標準貫入試験、地耐力試験等)が必要となった場合。</li> <li>(4) 新たに協議資料(道路協議資料及び河川協議資料等)の作成を追加する場合。</li> <li>(5) 横断工実施設計(暗渠)部において、推進工法が選定される場合。</li> <li>(6) 第4-1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合。</li> <li>(7) 第5-1条に示す「成果物」に変更が生じた場合。</li> <li>(8) 履行期間の変更が生じた場合。</li> <li>(9) 関係機関等対外的協議等により設計計画等に変更が生じた場合。</li> <li>(10) その他</li> </ol>
第7 章 定めなき事項 (定めなき事項) 第 7-1 条	<p>この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。</p>

(別紙)

【排水路路線計画 設計作業項目内訳表】

作業項目	作業内容	作業実施欄	
		当初	変更
1 図上検討		○	
1-1 概略路線の検討	1/1,000 地形図で選定する。		
1-2 概略水理検討	仮設計工種により水位を決定する。	○	
2 現地調査	調査資料による工種区分の適否、横断構造物等附帯施設の調査を行う。	○	
3 資料の検討	1/1,000 地形図による各種検討のための資料収集及び貸与資料の内容を把握する。	○	
4 路線選定		○	
4-1 排水機構の検討	全体路線の排水機構及び各工種毎の排水路形式を決定する。		
4-2 附帯施設の検討	附帯施設の位置の確認と各施設の規模を概定する。	○	
4-3 水理計算	附帯施設及び全体路線についての水理計算を行う。	○	
4-4 路線比較検討	比較路線について概算工事費の比較をする。	○	
5 路線計画図		○	
5-1 平面縦断面図作成	決定路線について 1/1,000 平面縦断面図を作成する。		
5-2 水理縦断面図作成	標準断面による水理縦断面図を作成する。	○	
6 総合検討	上記の作業について総合的な検討を行い、今後の作業について、コメントを付記する。	○	
7 照査	照査計画に基づき、業務の節目毎に照査を実施し、照査報告書の作成を行う。	○	
8 点検取りまとめ	1/1,000 地形図による上記作業の成果資料の点検取りまとめ及び報告書作成を行う。	○	

(別紙)

【排水路設計作業項目内訳表】《実施設計》

作業項目	作業内容	作業実施欄	
		当初	変更
1 現地調査	実施設計に必要な調査を行う。	—	
2 資料の検討	実施設計のための資料収集及び貸与資料の内容を把握する。	○	
3 設計計画		○	
3-1 基本条件の検討	詳細実測資料に基づき水理構造条件を決定する。		
3-2 排水路タイプ及び断面形状の検討	水路タイプ及び実施断面の詳細を決定する。	○	
4 水理検討		○	
4-1 水理計算	実施断面による各種損失水頭の計算及び実施断面の水理計算を行う。		
4-2 水理縦断面図作成	詳細水理縦断面図を作成する。	○	
5 構造計算	各実施断面についての詳細構造計算を行う。	○	
6 構造図作成	全断面の構造一般図並びに構造配筋図、鉄筋加工図、バレル割図、ドレーン等詳細図を作成する。	○	
7 附帯構造物	各構造物の詳細計算及び工法を決定する。	○	
8 平面縦断面図作成	平面縦断面図に全タイプの位置及び断面の表示、タイプ区分、安全施設、管理施設等を記入する。	○	
9 土工図作成	土工横断面図、施工法区分(単価区分)毎の切盛土量、法面保護工長等を記入する。	○	
10 数量計算	工区毎、施工法区分毎、タイプ毎のコンクリート、附帯工材料、仮設工材料等の詳細数量計算をする。	○	
11 施工計画	土工計画、仮設備その他施工順序、施工方法、工程計画を作成する。	○	
12 特別仕様書作成	工事実施に必要な特別仕様書を作成する。	○	
13 概算工事費積算	各工種の単価を作成し、概算工事費を算定する。	○	
14 総合検討	上記の各作業について総合的に検討する。	○	
15 照査	照査計画に基づき、業務の節目毎に照査を実施し、照査報告書の作成を行う。	○	
16 点検取りまとめ	水理構造計算、数量計算の点検、図面の点検取りまとめ及び報告書作成を行う。	○	

(別紙)

【暗渠 設計作業項目内訳表】《実施設計》

作業項目	作業内容	作業実施欄	
		当初	変更
1 現地調査	実施設計に必要な調査を行う。	—	
2 資料の検討	実施設計のための資料収集及び貸与資料の内容を把握する。	○	
3 設計計画		○	
3-1 基本条件の検討	詳細実測資料に基づく水理構造条件を決定する。	○	
3-2 型式、規模及び構造の検討	水路タイプ及び工事実施断面形状の詳細を決定する。	○	
3-3 呑吐口及びトランジションの検討	トランジションの設計、土留護岸工の安全施設等の詳細な設計をする。	○	
4 水理検討	各種損失水頭の計算及び各断面毎の水理計算、水理縦断図を作成する。	○	
5 構造検討		○	
5-1 構造計算	各実施断面について詳細な構造計算を行う。	○	
5-2 構造図作成	構造一般図、詳細構造配筋図及び鉄筋加工図を作成する。	○	
6 平面縦断図作成	平面縦断図に全タイプの位置及び断面の表示、安全施設、バレル割、工区境等を記入する。	○	
7 土工図作成	施工法区分(単価区分)毎の切盛土量、法面保護工長、用地幅等を詳細記入した土工図を作成する。	○	
8 数量計算	工区毎、施工法区分毎の土工数量計算、工区毎、タイプ毎のコンクリート、鉄筋、型枠、附帯工材料、仮設材料等の詳細数量計算をする。	○	
9 施工計画	区分毎の施工計画、工程計画を詳細に作成する。	○	
10 特別仕様書作成	工事のために必要な特別仕様書を作成する。	○	
11 概算工事費積算	各工種の単価を作成し、概算工事費を算定する。	○	
12 総合検討	上記の各作業について総合的に検討する。	○	
13 照査	照査計画に基づき、業務の節目毎に照査を実施し、照査報告書の作成を行う。	—	
14 点検取りまとめ	水理構造計算、数量計算、図面の点検取りまとめ及び報告書作成を行う。	○	

(別紙)

【合流工設計作業項目内訳表】《実施設計》

作業項目	作業内容	作業実施欄	
		当初	変更
1 現地調査	実施設計に必要な調査を行う。	○	
2 資料の検討	実施設計のための資料収集及び貸与資料の内容を把握する。	○	
3 設計計画		○	
3-1 基本条件の検討	詳細実測資料に基づき水理構造条件を決定する。		
3-2 型式、規模及び構造の検討	魚道形式は片斜面粗石付型とし、構造、規模を決定する。	○	
4 水理計算	実施断面の水理計算及び各種損失水頭の計算を行う。	○	
5 構造検討		○	
5-1 構造計算	各断面についての詳細構造計算を行う。		
5-2 構造図作成	構造一般図、構造詳細図、配筋図、鉄筋加工図を作成する。	○	
6 土工図作成	施工法区分(単価区分)毎の切盛土量、法長、敷地幅等詳細図を作成する。	○	
7 数量計算	土工、コンクリート、鉄筋、型枠、附带施設等の詳細数量計算をする。	○	
8 施工計画	工程計画、施工方法、順序等についての詳細計画を作成する。	○	
9 概算工事費積算	各工種単価を作成し、概算工事費を算定する。	○	
10 総合検討	上記の各作業について総合的に検討する。	○	
11 点検取りまとめ	水理構造計算、数量計算、図面の点検取りまとめ及び報告書作成を行う。	○	